

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第26号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																					
<p>（申請の方法）</p> <p>第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあっては、<u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>（利用期間及び利用時間）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の利用期間及び利用時間は、次の表に掲げる期間及び時間以上とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設又は設備</th><th>利用期間</th><th>利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木工芸センター</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>キャンプ場</u></td><td><u>5月1日から10月31日</u> <u>日まで</u></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	施設又は設備	利用期間	利用時間	略			木工芸センター	略		<u>キャンプ場</u>	<u>5月1日から10月31日</u> <u>日まで</u>		<p>（申請の方法）</p> <p>第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあっては、<u>登記事項証明書</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>（利用期間及び利用時間）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の利用期間及び利用時間は、次の表に掲げる期間及び時間以上とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設又は設備</th><th>利用期間</th><th>利用時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木工芸センター</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	施設又は設備	利用期間	利用時間	略			木工芸センター	略	
施設又は設備	利用期間	利用時間																				
略																						
木工芸センター	略																					
<u>キャンプ場</u>	<u>5月1日から10月31日</u> <u>日まで</u>																					
施設又は設備	利用期間	利用時間																				
略																						
木工芸センター	略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。